

厚生年金保険法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

◎ 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号） 抄

（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（標準報酬額等平均額の算定方法）</p> <p>第三条の四の二 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における法第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬額等平均額（以下「標準報酬額等平均額」という。）は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額とする。</p> <p>一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における次に掲げる額を合算した額を、当該年度の前々年度における被用者年金被保険者等（法第四十三条の二第一項第二号イに規定する被用者年金被保険者等をいう。）の性別構成及び年齢別構成（以下「被用者年金被保険者等の性別構成等」という。）を当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における被用者年金被保険者等の性別構成等と仮定し、厚生労働省令で定めるところにより標準報酬月額等（法及び他の被用者年金各法（国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律をいう。以下この号において同じ。）に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、掛金の標準となる給料の額及び標準給与の月額をいう。次項にお</p>	<p>（標準報酬額等平均額の算定方法）</p> <p>第三条の四の二 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における法第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬額等平均額（以下「標準報酬額等平均額」という。）は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額とする。</p> <p>一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における次に掲げる額を合算した額を、当該年度の前々年度における被用者年金被保険者等（法第四十三条の二第一項第二号イに規定する被用者年金被保険者等をいう。）の性別構成及び年齢別構成（以下「被用者年金被保険者等の性別構成等」という。）を当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における被用者年金被保険者等の性別構成等と仮定し、厚生労働省令で定めるところにより標準報酬月額等（法及び他の被用者年金各法（国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律をいう。以下この号において同じ。）に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、掛金の標準となる給料の額及び標準給与の月額をいう。次項にお</p>

いて同じ。)の等級の区分及び標準賞与額等(法及び他の被用者年金各法に規定する標準賞与額、標準期末手当等の額、掛金の標準となる期末手当等の額及び標準賞与の額をいう。次項において同じ。)の最高限度額の改定の状況による影響を除去することによつて補正した額

イ 各月ごとの当該月の末日における厚生年金保険の被保険者に係る法に規定する標準報酬月額(法第七十八条の六第一項又は第七十八条の十四第二項の規定により標準報酬月額の改定又は決定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準報酬月額とし、これらの規定により決定された標準報酬月額を除く。)

エ 及び標準賞与額(法第七十八条の六第二項又は第七十八条の十四第三項の規定により標準賞与額の改定又は決定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準賞与額とし、これらの規定により決定された標準賞与額を除く。)の合計額の総額

ロ 各月ごとの当該月の末日における国家公務員共済組合連合会を組織する共済組合(法律によつて組織された共済組合をいう。以下この号において同じ。)の組合員(国家公務員共済組合法第七十二条第二項の規定により同法の長期給付に関する規定の適用を受けないこととされた同項に規定する職員及び同法第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。以下この項において「国家公務員共済組合の組合員」という。)に係る同法に規定する標準報酬の月額(同法第九十三条の九第一項又は第九十三条の十三第二項の規定により標準報酬の月額の改定又は決定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準報酬の月額とし、これらの規定により決定された標準報酬の月額を除く。)

ハ 及び標準期末手当等の額(同法第九十三条の九第二項又は第九

いて同じ。)の等級の区分及び標準賞与額等(法及び他の被用者年金各法に規定する標準賞与額、標準期末手当等の額、掛金の標準となる期末手当等の額及び標準賞与の額をいう。次項において同じ。)の最高限度額の改定の状況による影響を除去することによつて補正した額

イ 各月ごとの当該月の末日における厚生年金保険の被保険者に係る法に規定する標準報酬月額(法第七十八条の六第一項の規定により標準報酬月額の改定又は決定が行われた場合にあつては、同項の規定による改定前の標準報酬月額とし、同項の規定により決定された標準報酬月額を除く。)及び標準賞与額(同条第二項の規定により標準賞与額の改定又は決定が行われた場合にあつては、同項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。)の合計額の総額

ロ 各月ごとの当該月の末日における国家公務員共済組合連合会を組織する共済組合(法律によつて組織された共済組合をいう。以下この号において同じ。)の組合員(国家公務員共済組合法第七十二条第二項の規定により同法の長期給付に関する規定の適用を受けないこととされた同項に規定する職員及び同法第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。以下この項において「国家公務員共済組合の組合員」という。)に係る同法に規定する標準報酬の月額(同法第九十三条の九第一項の規定により標準報酬の月額の改定又は決定が行われた場合にあつては、同項の規定による改定前の標準報酬の月額とし、同項の規定により決定された標準報酬の月額を除く。)及び標準期末手当等の額(同条第二項の規定により標準期末手当等の額の改定又は決定が行われ

十三条の十三第三項の規定により標準期末手当等の額の改定又は決定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準期末手当等の額とし、これらの規定により決定された標準期末手当等の額を除く。）の合計額の総額

ハ (略)

二 各月ごとの当該月の末日における法第十二条第一号ハに規定する私学教職員共済制度の加入者（私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者、私立学校教職員共済法第三十九条の規定により長期給付に関する規定の適用について退職したもの又は加入者でないものとみなされた者及び同法附則第二十項に規定する厚生年金保険のみの被保険者となつた者を除く。以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）に係る私立学校教職員共済法に規定する標準給与の月額（同法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第九十三条の九第一項又は第九十三条の十三第二項の規定により標準給与の月額の改定又は決定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準給与の月額とし、これらの規定により決定された標準給与の月額を除く。）及び標準給与の額（私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第九十三条の九第二項又は第九十三条の十三第三項の規定により標準給与の額の改定又は決定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準給与の額とし、これらの規定により決定された標準給与の額を除く。）の合計額の総額

二 (略)

2 (略)

た場合にあつては、同項の規定による改定前の標準期末手当等の額とし、同項の規定により決定された標準期末手当等の額を除く。）の合計額の総額

ハ (略)

二 各月ごとの当該月の末日における法第十二条第一号ハに規定する私学教職員共済制度の加入者（私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者、私立学校教職員共済法第三十九条の規定により長期給付に関する規定の適用について退職したもの又は加入者でないものとみなされた者及び同法附則第二十項に規定する厚生年金保険のみの被保険者となつた者を除く。以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）に係る私立学校教職員共済法に規定する標準給与の月額（同法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第九十三条の九第一項の規定により標準給与の月額の改定又は決定が行われた場合にあつては、同項の規定による改定前の標準給与の月額とし、同項の規定により決定された標準給与の月額を除く。）及び標準給与の額（私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第九十三条の九第二項の規定により標準給与の額の改定又は決定が行われた場合にあつては、同項の規定による改定前の標準給与の額とし、同項の規定により決定された標準給与の額を除く。）の合計額の総額

二 (略)

2 (略)

(法第七十八条の十第一項に規定する政令で定める場合等)

第三条の十二の二 法第七十八条の十第一項に規定する政令で定める場合は、法第七十八条の二第二項に規定する標準報酬改定請求（以下「標準報酬改定請求」という。）があつた日における老齢厚生年金の受給権者について、次の各号に掲げる場合とし、法第七十八条の十第一項に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一〇十 (略)

十一 法附則第八条の二各項の表の下欄に掲げる年齢（以下この条、

第八条の二の三、第八条の二の四及び第八条の二の八において「特例支給開始年齢」という。）未滿の法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者について、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合 当該受給権者とその権利を取得した月前における被保険者期間及び当該権利を取得した月以後における離婚時みなし被保険者期間

十二〇十六 (略)

(法第七十八条の十八第二項の規定において準用する法第七十八条の十第二項の規定の読替え)

第三条の十二の八 法第七十八条の十八第二項の規定により法第七十八条の十第二項の規定を準用する場合には、同項本文中「障害厚生年金の受給権者」とあるのは「障害厚生年金の受給権者（特定被保険者（第七十八条の十四第一項に規定する特定被保険者をいう。）の被扶養配偶者（同項に規定する被扶養配偶者をいう。）に限る。）」と、「第七十八条の六第一項及び第二項」とあるのは「同条第二項及

(法第七十八条の十第一項に規定する政令で定める場合等)

第三条の十二の二 法第七十八条の十第一項に規定する政令で定める場合は、法第七十八条の二第二項に規定する標準報酬改定請求（以下「標準報酬改定請求」という。）があつた日における老齢厚生年金の受給権者について、次の各号に掲げる場合とし、法第七十八条の十第一項に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一〇十 (略)

十一 法附則第八条の二各項の表の下欄に掲げる年齢（以下この条、

第八条の二の三及び第八条の二の四において「特例支給開始年齢」という。）未滿の法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者について、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合 当該受給権者とその権利を取得した月前における被保険者期間及び当該権利を取得した月以後における離婚時みなし被保険者期間

十二〇十六 (略)

「第三項」と、「改定され、又は決定されたときは、改定又は決定」とあるのは「決定されたときは、決定」と、「当該標準報酬改定請求」とあるのは「同条第一項の請求」と、同項ただし書中「離婚時みなし被保険者期間」とあるのは「第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間」と読み替えるものとする。

（法第七十八条の十九に規定する政令で定める規定の適用に関する読替え）

第三条の十二の九 法第七十八条の十九に規定する政令で定める規定は、次の表の上欄に掲げる規定とし、当該規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第二十六条第一項	その標準報酬月額	その標準報酬月額（第七十八条の十四第二項の規定により標準報酬月額の改定又は決定が行われた場合にあつては、同項の規定による改定前の標準報酬月額とし、同項の規定により決定された標準報酬月額を除く。）
標準報酬月額。	標準報酬月額とし、同条第二項の規定により標準報酬月額の改定又は決定が行わ	

<p>法第四十三條第一項</p>	<p>被保險者であつた全期間</p>	<p>れた場合にあつては、同項の規定による改定前の標準報酬月額とし、同項の規定により決定された標準報酬月額を除く。</p>
<p>法第四十三條第三項</p>	<p>被保險者であつた期間</p>	<p>被保險者であつた全期間（第七十八條の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間（第三項において「被扶養配偶者みなし被保険者期間」という。）を含む。附則第九條の二第二項第二号において同じ。）</p>
<p>法第五十條第四項</p>	<p>額とする</p>	<p>被保險者であつた期間（被扶養配偶者みなし被保険者期間を含む。第三百三十二條第二項、第六十一條第三項、附則第七條の三第五項、附則第十三條の四第五項及び第六項において同じ。）</p>
<p>額とする</p>	<p>額とする</p>	<p>ただし、同條第一項の規定による障害厚生</p>

	<p>法第五十九条第一項</p>
	<p>遺族は、被保険者又は被保険者であつた者</p>
<p>年金の額の計算の基礎となる被保険者期間に第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により改定又は決定が行われた標準報酬に係る特定期間（同条第一項に規定する特定期間をいう。）が含まれる場合であつて、第四十八条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間に当該特定期間が含まれないときは、この限りでない</p>	<p>遺族は、被保険者又は被保険者であつた者（前条第一項第四号に該当する場合にあつては、被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者を含む。以下この条、次条、第六十三条第一項第四号及び第三項、第六十四条、第六十六条第二項、第六十九条、第七十三条の二並びに第七十六条第一項にお</p>

<p>法第六十二条第一項</p>	<p>被保険者期間</p>	<p>被保険者期間（被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。附則第九条の二第四項第一号、附則第九条の三第三項及び第五項、附則第十三条の五第一項、第三項、第四項及び第五項第一号並びに附則第二十九条第三項及び第四項において同じ。）</p>
<p>第三条の二第一項</p>	<p>第四十三条第三項</p>	<p>第四十三条第三項、法第七十八条の十八第一項、同条第二項において準用する法第七十八条の十第二項</p>
<p>第三条の五第一項第一号</p>	<p>被保険者期間</p>	<p>被保険者期間（法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。以下この項において同じ。）</p>

2 | 法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定による改定及び決定後の標準報酬について、法第七十八条の六第一項及び第二項の規定によ

る改定が行われた場合においては、法第七十八条の十一の規定（同条の表第四十六条第一項の項に係る部分に限る。）、法第七十八条の十九の規定（同条の表第四十六条第一項の項に係る部分に限る。）、第三十二条の十二の三の規定（同条の表法第二十六条第一項の項に係る部分に限る。）及び前項の規定（同項の表法第二十六条第一項の項に係る部分に限る。）にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第二十六条第一項	その標準報酬月額	その標準報酬月額（第七十八条の十四第二項の規定による改定又は決定後の標準報酬月額について、第七十八条の六第一項の規定により改定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準報酬月額とし、これらの規定により改定又は決定された標準報酬月額を除く。）
標準報酬月額。	標準報酬月額とし、第七十八条の十四第二項の規定による改定又は決定後の標準報酬月額について、第七十八条の六第一項の規定によ	標準報酬月額とし、第七十八条の十四第二項の規定による改定又は決定後の標準報酬月額について、第七十八条の六第一項の規定によ

		<p>り改定が行われた場合にあっては、これらの規定による改定前の標準報酬月額とし、これらの規定により改定又は決定された標準報酬月額を除く。</p>
<p>法第四十六条第一項</p>	<p>の標準賞与額</p>	<p>の標準賞与額（第七十八条の十四第三項の規定による改定又は決定後の標準賞与額について、第七十八条の六第二項の規定により改定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準賞与額とし、これらの規定により改定又は決定された標準賞与額を除く。）</p>

(特定期間に係る被保険者期間)

第三条の十二の十 特定被保険者（法第七十八条の十四第一項に規定する特定被保険者をいう。以下同じ。）の被扶養配偶者（同項に規定する被扶養配偶者をいう。第八条の五第一項第一号を除き、以下同じ。）が同項の規定による標準報酬の改定及び決定の請求（以下「三号分割標準報酬改定請求」という。）をする場合における特定期間（同項

に規定する特定期間をいう。以下同じ。）に係る被保険者期間（同項に規定する被保険者期間をいう。以下この条及び次条において同じ。

）については、当該被扶養配偶者が当該三号分割標準報酬改定請求の事由である離婚又は婚姻の取消しその他厚生労働省令で定めるこれらに準ずるものをした場合における特定期間に係る被保険者期間とする。

（特定被保険者が障害厚生年金の受給権者である場合の特定期間に係る被保険者期間）

第三条の十一 障害厚生年金の受給権者である特定被保険者の被扶養配偶者が三号分割標準報酬改定請求をする場合における特定期間に係る被保険者期間については、当該障害厚生年金の額の計算の基礎となつた特定期間に係る被保険者期間を除くものとする。

（特定期間に係る被保険者期間の計算）

第三条の十二 特定期間に係る被保険者期間については、厚生労働省令で定めるところにより、特定期間の初日の属する月はこれに算入し、特定期間の末日の属する月はこれに算入しない。ただし、特定期間の初日と末日が同一の月に属するときは、その月は、特定期間に係る被保険者期間に算入しない。

（三号分割標準報酬改定請求の特例）

第三条の十二の十三 法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬の改定及び決定が行われた後に、当該被扶養配偶者に係る国民年金法附則第七条の三第一項に規定する当該届出が行われた場合については、当該届出が行われた日

に三号分割標準報酬改定請求があつたものとみなす。ただし、法第七十八條の十四第一項ただし書に規定するときは、この限りでない。

第三條の十二の十四 特定被保険者が死亡した日から起算して一月以内に被扶養配偶者（当該死亡前に当該特定被保険者と三号分割標準報酬改定請求の事由である離婚又は婚姻の取消しその他第三條の十二の十に規定する厚生労働省令で定めるこれらに準ずるものをした被扶養配偶者に限る。）から三号分割標準報酬改定請求があつたときは、当該特定被保険者が死亡した日の前日に三号分割標準報酬改定請求があつたものとみなす。

2 前項の規定は、法第七十八條の二十第一項本文の規定により被扶養配偶者が死亡した日から起算して一月以内に特定被保険者から標準報酬改定請求があつたときにあつたものとみなされる三号分割標準報酬改定請求について準用する。

（平成十五年四月一日前の期間に係る対象期間標準報酬総額の計算の特例）

第三條の十二の十五 法第二十六條第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月の標準報酬月額について法第七十八條の十四第二項の規定により改定された場合における第三條の十二の五の規定の適用については、同条中「標準報酬月額（法第二十六條第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、当該従前標準報酬月額）」とあるのは、「標準報酬月額」とする。

（法附則第十七條の十一の規定により読み替えられた法第七十八條の

十八第一項に規定する政令で定める場合等)

第八条の二の八 法附則第十七条の十一の規定により読み替えられた法第七十八条の十八第一項に規定する政令で定める場合は、三号分割標準報酬改定請求があつた日における老齢厚生年金の受給権者について、次の各号に掲げる場合とし、法附則第十七条の十一の規定により読み替えられた同項に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 法第四十二条の規定による老齢厚生年金の受給権者(被保険者である受給権者を除く。)について、法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬の改定又は決定(以下この条において「三号分割時の標準報酬の改定等」という。)が行われた場合 三号分割標準報酬改定請求があつた日の属する月前における被保険者期間

二 被保険者である法第四十二条の規定による老齢厚生年金の受給権者について、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該受給権者がその権利を取得した月前における被保険者期間

三 被保険者である法第四十二条の規定による老齢厚生年金の受給権者について、法第四十三条第三項の規定による改定が行われた後、更に被保険者の資格を取得し、かつ、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合 同項の規定による改定に係る被保険者の資格を最後に喪失した月前における被保険者期間

四 六十五歳未満の法附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者について、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合 当該受給権者がその権利を取得した月前における被保険者期間

- 五 六十五歳以上の法附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者（被保険者である受給権者を除く。）について、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合 三号分割標準報酬改定請求があつた日の属する月前における被保険者期間
- 六 六十五歳以上の被保険者である法附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者について、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。） 六十五歳に達した日の属する月前における被保険者期間
- 七 六十五歳以上の被保険者である法附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者について、法第四十三条第三項の規定による改定が行われた後、更に被保険者の資格を取得し、かつ、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合 同項の規定による改定に係る被保険者の資格を最後に喪失した月前における被保険者期間
- 八 法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者（被保険者である受給権者を除く。）について、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合 三号分割標準報酬改定請求があつた日の属する月前における被保険者期間
- 九 被保険者である法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者について、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該受給権者がその権利を取得した月前における被保険者期間及び当該権利を取得した月以後における法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間（同号において「被扶養配偶者みなし被保険者期間」という。）
- 十 被保険者である法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者について、法第四十三条第三項の規定による改定が行われた後、

- 更に被保険者の資格を取得し、かつ、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合 同項の規定による改定に係る被保険者の資格を最後に喪失した月前における被保険者期間及び当該被保険者の資格を最後に喪失した月以後における被扶養配偶者みなし被保険者期間
- 十一 特例支給開始年齢未満の法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者について、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合 当該受給権者がその権利を取得した月前における被保険者期間
- 十二 特例支給開始年齢以上の法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者（被保険者である受給権者を除く。）について、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合 三号分割標準報酬改定請求があつた日の属する月前における被保険者期間
- 十三 特例支給開始年齢以上六十五歳未満の被保険者である法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者について、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。） 特例支給開始年齢に達した日の属する月前における被保険者期間
- 十四 特例支給開始年齢以上六十五歳未満の被保険者である法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者について、法第四十三条第三項の規定による改定が行われた後、更に被保険者の資格を取得し、かつ、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合 同項の規定による改定に係る被保険者の資格を最後に喪失した月前における被保険者期間
- 十五 六十五歳以上の被保険者である法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者について、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。） 六十五歳の改定等が行われた場合

に達した日の属する月前における被保険者期間

十六 六十五歳以上の被保険者である法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者について、法第四十三条第三項の規定による改定が行われた後、更に被保険者の資格を取得し、かつ、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合、同項の規定による改定に係る被保険者の資格を最後に喪失した月前における被保険者期間

◎ 厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号） 抄
 （第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第八十五条の三に規定する政令で定める額）</p> <p>第五十五条の二 第一号改定者（法第七十八条の二第一項に規定する第一号改定者をいう。以下この項及び次条において同じ。）について法第八十五条の三に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている基金から徴収する場合 イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額</p> <p>イ 標準報酬改定請求（法第七十八条の二第二項に規定する標準報酬改定請求をいう。以下この項において同じ。）のあつた日の属する事業年度の末日における当該基金の加入員及び加入員であつた者に係る責任準備金相当額に相当する額</p> <p>ロ (1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た率</p> <p>(1) 第一号改定者について標準報酬改定請求のあつた日の属する事業年度の末日までの加入員であつた期間のうち対象期間（法第七十八条の二第一項に規定する対象期間をいう。以下この項及び次条において同じ。）に係る法第三百三十二条第二項に規定する額に相当する年金たる給付に要する費用の予想額を計算し、当該予想額の現価として第六十条の二第四項の規定の例により計算した額に改定割合（法第七十八条の六第一項第一号に規</p>	<p>（法第八十五条の三に規定する政令で定める額）</p> <p>第五十五条の二 法第八十五条の三に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている基金から徴収する場合 イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額</p> <p>イ 標準報酬改定請求（法第七十八条の二第二項に規定する標準報酬改定請求をいう。以下この条において同じ。）のあつた日の属する事業年度の末日における当該基金の加入員及び加入員であつた者に係る責任準備金相当額に相当する額</p> <p>ロ (1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た率</p> <p>(1) 第一号改定者（法第七十八条の二第一項に規定する第一号改定者をいう。次号ロ(1)及び次条において同じ。）について標準報酬改定請求のあつた日の属する事業年度の末日までの加入員であつた期間のうち対象期間（同項に規定する対象期間をいう。以下この条において同じ。）に係る法第三百三十二条第二項に規定する額に相当する年金たる給付に要する費用の予想額を計算し、当該予想額の現価として第六十条の二第四項の規定の例</p>

定する改定割合をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た額

(2) 標準報酬改定請求のあつた日の属する事業年度の末日における当該基金の法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額

二 (略)

2 前項の規定は、特定被保険者（法第七十八条の十四第一項に規定する特定被保険者をいう。次条において同じ。）について準用する。この場合において、前項中「第一号改定者（法第七十八条の第二項に規定する第一号改定者をいう。以下この項及び次条において同じ。）」とあるのは「特定被保険者（法第七十八条の十四第一項に規定する特定被保険者をいう。以下この項において同じ。）」と、同項第一号イ中「標準報酬改定請求（法第七十八条の第二項に規定する標準報酬改定請求をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「法第七十八条の十四第一項の請求」と、同号ロ中「第一号改定者」とあるのは「特定被保険者」と、「標準報酬改定請求」とあるのは「法第七十八条の十四第一項の請求」と、「対象期間（法第七十八条の第二項に規定する対象期間をいう。以下この項及び次条において同じ。）」とあるのは「特定期間（同項に規定する特定期間をいう。以下この項において同じ。）」と、「改定割合（法第七十八条の六第一項第一号に規定する改定割合をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「二分の一」と、同項第二号イ中「標準報酬改定請求」とあるのは「法第七十八条の十四第一項の請求」と、同号ロ中「第一号改定者」とあるのは「特定被保険者」と、「対象期間」とあるのは「特定期間」と、「改定割合」とあ

により計算した額に改定割合（法第七十八条の六第一項第一号に規定する改定割合をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額

(2) 標準報酬改定請求のあつた日の属する事業年度の末日における当該基金の法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額

二 (略)

るのは「二分の一」と、「標準報酬改定請求」とあるのは「法第七十八條の十四第一項の請求」と読み替えるものとする。

(現価相当額の徴収に係る基金及び連合会による情報の提供)

第五十五條の三 社会保険庁長官は、法第八十五條の三の規定による第一号改定者又は特定被保険者の標準報酬の改定に伴う現価相当額の徴収を行うため、当該第一号改定者又は当該特定被保険者が対象期間又は法第七十八條の十四第一項に規定する特定期間に加入していた基金及び連合会に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該第一号改定者又は当該特定被保険者に係る老齡年金給付に関する事項その他法第八十五條の三の規定による現価相当額の徴収に関して必要な事項について情報の提供を求めることができる。

(現価相当額の徴収に係る基金及び連合会による情報の提供)

第五十五條の三 社会保険庁長官は、法第八十五條の三の規定による第一号改定者の標準報酬の改定に伴う現価相当額の徴収を行うため、当該第一号改定者が対象期間に加入していた基金及び連合会に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該第一号改定者に係る老齡年金給付に関する事項その他同條の規定による現価相当額の徴収に関して必要な事項について情報の提供を求めることができる。

◎ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）抄
 （第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（改正後国共済法による退職共済年金の支給要件に関する規定の技術的読替え等）</p> <p>第二十二條（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 平成八年改正法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者について厚生年金保険法第七十八條の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬（同法第二十八條に規定する標準報酬をいう。以下同じ。）の改定又は決定が行われた場合における平成八年改正法附則第十五條第一項の規定により適用するものとされた改正後国共済法による退職共済年金の支給要件に関する規定の適用については、第一項の表附則第十二條の三の項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八條の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p>（平成八年改正法附則第十六條第十項に規定する場合における改正前国共済法による年金たる給付の支給等に関する規定の読替え）</p> <p>第二十三條の二（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（改正後国共済法による退職共済年金の支給要件に関する規定の技術的読替え等）</p> <p>第二十二條（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（平成八年改正法附則第十六條第十項に規定する場合における改正前国共済法による年金たる給付の支給等に関する規定の読替え）</p> <p>第二十三條の二（略）</p> <p>2（略）</p>

3 平成八年改正法附則第十六条第十項に規定する場合における同条第一項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法の規定の適用については、前条第三項の表附則第十六条第一項第一号の項及び同表附則第二十一条の二第一項の項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

4 平成八年改正法附則第十六条第十項に規定する場合における前条第四項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法施行令（第十一条の七の八及び第十一条の九を除く。）の長期給付に関する規定の適用については、同項の表附則第六条の四第二項の項及び同表附則第二十七条の四第五項の項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

5 5 9 (略)

（厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬の改定又は決定が行われた場合における改正前国共済法による年金たる給付の支給等に関する規定の読替え）

第二十三条の三 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受

3 平成八年改正法附則第十六条第十項に規定する場合における同条第一項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法の規定の適用については、前条第三項の表附則第十六条第一項第一号の項中「当該被保険者期間」とあるのは「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間（附則第二十一条の二第一項において「離婚時みなし被保険者期間」という。）を除く。）」と、同表附則第二十一条の二第一項の項中「当該被保険者期間」とあるのは「当該被保険者期間（離婚時みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

4 平成八年改正法附則第十六条第十項に規定する場合における前条第四項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法施行令（第十一条の七の八及び第十一条の九を除く。）の長期給付に関する規定の適用については、同項の表附則第六条の四第二項の項中「当該被保険者期間」とあるのは「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間（附則第二十七条の四第五項において「離婚時みなし被保険者期間」という。）を除く。）」と、同表附則第二十七条の四第五項の項中「当該被保険者期間」とあるのは「当該被保険者期間（離婚時みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

5 5 9 (略)

給権者について厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬の改定又は決定が行われた場合における平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法の規定の適用については、第二十三条第一項の表第七十二条の二の項中「当該被保険者期間」とあるのは「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。）」と、同表第七十九条第二項第一号の項中「規定する標準賞与額」とあるのは「規定する標準賞与額（当該標準賞与額が同法第七十八条の十四第三項の規定により改定され、又は決定された場合にあつては、同項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）」と読み替えるものとする。

2| 前項に規定する場合における平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた改正後国共済施行法の規定の適用については、第二十三条第二項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

3| 第一項に規定する場合における平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法の規定の適用については、第二十三条第三項の表附則第十六条第一項第一号の項及び同表附則第二十一条の二第一項の項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

4| 第一項に規定する場合における第二十三条第四項の規定により適用

するものとされた国家公務員共済組合法施行令（第十一条の七の八及び第十一条の九を除く。）の長期給付に関する規定の適用については、同項の表附則第六条の四第二項の項及び同表附則第二十七条の四第五項の項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

5 第一項に規定する場合における第二十三条第五項の規定により適用するものとされた昭和六十一年国共済経過措置政令（第二十条を除く。）の規定（当該給付の費用に係る規定を除く。）の適用については、同項の表第十三条第一項第二号及び第三項並びに第十五条第一項第一号の項中「当該被保険者期間」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

6 第一項に規定する場合における第二十三条第八項の規定により読み替えるものとされた国家公務員共済組合法の規定の適用については、同項の表第七十二条の二の項中「当該被保険者期間であつて」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。）であつて」と読み替えるものとする。

7 第一項に規定する場合における第二十三条第十項の規定により読み替えるものとされた国家公務員共済組合法の規定の適用については、同項の表第七十二条の二の項中「当該被保険者期間であつて」とあるのは、「当該被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。）であつて」と読み替えるものとする。

8 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管

掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者の厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定による改定又は決定後の標準報酬について、法第七十八条の六第一項及び第二項の規定による改定が行われた場合における平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法の規定の適用については、前条第一項の規定（第二十三条第一項の表第七十九条第二項第一号の項の部分に限る。）及び第一項の規定（第二十三条第一項の表第七十九条第二項第一号の項の部分に限る。）にかかわらず、第二十三条第一項の表第七十九条第二項第一号の項中「規定する標準賞与額」とあるのは、「規定する標準賞与額（法第七十八条の十四第三項の規定による改定又は決定後の標準賞与額について、同法第七十八条の六第二項の規定により改定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準賞与額とし、これらの規定により改定又は決定された標準賞与額を除く。）」と読み替えるものとする。

（旧国共済法による年金たる給付の額の計算及び支給の停止に関する規定の技術的読替え等）

第二十四条（略）

2～3（略）

4 平成八年改正法附則第十六条第十項に規定する場合における同条第六項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法の規定の適用については、第一項の表附則第三十六条第一項第一号の項中「規定する標準賞与額」とあるのは、「規定する標準賞与額（当該標準賞与額が同法第七十八条の六第二項の規定により改定され、又は決定された場合にあつては、同項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）」と読み替える

（旧国共済法による年金たる給付の額の計算及び支給の停止に関する規定の技術的読替え等）

第二十四条（略）

2～3（略）

4 平成八年改正法附則第十六条第十項に規定する場合における第一項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法の規定の適用については、同項の表附則第三十六条第一項第一号の項中「規定する標準賞与額」とあるのは、「規定する標準賞与額（当該標準賞与額が同法第七十八条の六第二項の規定により改定され、又は決定された場合にあつては、同項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）」と読み替えるものと

ものとする。

5| 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者について厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬の改定又は決定が行われた場合における平成八年改正法附則第十六条第六項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法の規定の適用については、第一項の表附則第三十六条第一項第一号の項中「規定する標準賞与額」とあるのは、「規定する標準賞与額（当該標準賞与額が同法第七十八条の十四第三項の規定により改定され、又は決定された場合にあつては、同項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）」と読み替えるものとする。

6| 平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者の厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定による改定又は決定後の標準報酬について、法第七十八条の六第一項及び第二項の規定による改定が行われた場合における平成八年改正法附則第十六条第六項の規定により適用するものとされた昭和六十年国共済改正法の規定の適用については、前二項の規定にかかわらず、第一項の表附則第三十六条第一項第一号の項中「規定する標準賞与額」とあるのは、「規定する標準賞与額（同法第七十八条の十四第三項の規定による改定又は決定後の標準賞与額について、同法第七十八条の六第二項の規定により改定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準賞与額とし、これらの規定により改定又は決定された標準賞与額を除く。）」と読み替えるものとする。

する。

(老齡厚生年金の額の改定の特例の規定の準用)

第二十六条の三 厚生年金保険法附則第十七条の十一の規定により読み替えられた同法第七十八条の十八第一項の規定及び厚生年金保険法施行令第八条の二の八(第四号から第十六号までを除く。)の規定は、改正前国共済法による退職共済年金(平成八年改正法附則第十五条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法による退職共済年金を含む。)の受給権者について準用する。

◎ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）抄
 （第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（廃止前農林共済法による退職共済年金の支給要件に関する規定の技術的読替え等）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 移行農林共済年金の受給権者について厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬（同法第二十八条に規定する標準報酬をいう。次条第十六項において同じ。）の改定又は決定が行われた場合における廃止前農林共済法による退職共済年金の支給要件に関する規定の適用については、第一項の表附則第七条第二号の項中「被保険者期間」とあるのは、「被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p>（移行農林共済年金の支給等に関する規定の技術的読替え等）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2～12</p> <p>13 平成十三年統合法附則第十六条第十六項に規定する場合における廃止前昭和六十年農林共済改正法の規定の適用については、第二項の表</p>	<p>（廃止前農林共済法による退職共済年金の支給要件に関する規定の技術的読替え等）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2～12</p> <p>13 平成十三年統合法附則第十六条第十六項に規定する場合における廃止前昭和六十年農林共済改正法の規定の適用については、第二項の表</p>

附則第十三条第二項の項及び同表附則第十五条の二の項中「被保険者期間」とあるのは、「被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

14・15（略）

16] 移行農林共済年金の受給権者について厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬の改定又は決定が行われた場合における廃止前農林共済法の規定の適用については、第一項の表第三十七条第一項の項中「被保険者期間」とあるのは、「被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

17] 前項に規定する場合における廃止前昭和六十年農林共済改正法の規定の適用については、第二項の表附則第十三条第二項の項及び同表附則第十五条の二の項中「被保険者期間」とあるのは、「被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

18] 第十六項に規定する場合における廃止前農林共済法施行令の規定の適用については、第七項の表第二十七条の三の項中「被保険者期間」とあるのは、「被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

19] 第十六項に規定する場合における昭和六十一年農林共済改正政令の移行農林共済年金に関する規定の適用については、第八項の表附則第十六条の項中「被保険者期間」とあるのは、「被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期

附則第十三条第二項の項中「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。）」と、同表附則第十五条の二の項中「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を除く。）」と読み替えるものとする。

14・15（略）

間を除く。）」と読み替えるものとする。

（平成十三年統合法附則第十六条第十五項の規定において準用する厚生年金保険法第七十八条の十の規定の読替え）

第十四条の六 移行農林共済年金及び移行農林年金（平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。以下同じ。）の受給権者について同条第十五項の規定により厚生年金保険法第七十八条の十の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表略）

（老齢厚生年金の額の改定の特例の規定の準用）

第十四条の七 厚生年金保険法附則第十七条の十一の規定により読み替えられた同法第七十八条の十八第一項の規定及び厚生年金保険法施行令第八条の二の八（第四号から第十六号までを除く。）の規定は、移行農林共済年金のうち退職共済年金の受給権者について準用する。

（移行農林共済年金に係る厚生年金保険法附則第十七条の七の規定の準用）

第十四条の八 （略）

（移行農林年金の支給等に関する規定の技術的読替え）

第十五条 廃止前昭和六十年農林共済改正法の移行農林年金に関する規定の適用については、平成十三年統合法附則第十六条第六項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる廃止前昭和六十年農林共済改正法の

（平成十三年統合法附則第十六条第十五項の規定において準用する厚生年金保険法第七十八条の十の規定の読替え）

第十四条の六 移行農林共済年金及び移行農林年金の受給権者について平成十三年統合法附則第十六条第十五項の規定により厚生年金保険法第七十八条の十の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表略）

（移行農林共済年金に係る厚生年金保険法附則第十七条の七の規定の準用）

第十四条の七 （略）

（移行農林年金の支給等に関する規定の技術的読替え）

第十五条 廃止前昭和六十年農林共済改正法の移行農林年金（平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。以下同じ。）に関する規定の適用については、同項の規定によるほか、次の

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

2ゝ8 (略)

(移行農林共済年金及び移行農林年金に係る国民年金法等の支給停止に関する規定等の技術的読替え)

第二十三条 平成十三年統合法附則第十六条第十八項の政令で定める規定は、次の表の上欄に掲げるものとし、移行農林共済年金及び移行農林年金について、これらの規定を適用する場合には、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

2・3 (略)

表の上欄に掲げる廃止前昭和六十年農林共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

2ゝ8 (略)

(移行農林共済年金及び移行農林年金に係る国民年金法等の支給停止に関する規定等の技術的読替え)

第二十三条 平成十三年統合法附則第十六条第十七項の政令で定める規定は、次の表の上欄に掲げるものとし、移行農林共済年金及び移行農林年金について、これらの規定を適用する場合には、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

2・3 (略)

◎ 平成十六年度、平成十七年度及び平成十九年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）抄
 （第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令</p> <p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 平成二十年度の厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置（第三十五条―第四十条） 附則</p> <p>（平成十六年改正法附則第七条第二項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条に規定する政令で定める率等）</p> <p>第一条 平成十八年四月以降の月分の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による年金たる給付（付加年金を除く。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金たる保険給付、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する年金</p>	<p>平成十六年度、平成十七年度及び平成十九年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令</p> <p>目次 第一章～第三章（略） 附則</p> <p>（平成十六年改正法附則第七条第二項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条に規定する政令で定める率等）</p> <p>第一条 平成十八年四月以降の月分の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による年金たる給付（付加年金を除く。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金たる保険給付、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する年金</p>

たる給付、昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付、昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付、移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。以下同じ。）及び移行農林年金（同条第六項に規定する移行農林年金をいう。以下同じ。）について、次の各号に掲げる規定に規定する政令で定める率は、〇・九八五とする。

一（三）（略）

四 平成十六年改正法附則第二十八条第二項の規定により読み替えられた、平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第七十八条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）第三十四条第一項第一号、昭和六十年改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号。以下「旧交渉法」という。）第二十五条の二及び改正前の法律第九十二号附則第三条第二項

五（七）（略）

（平成十八年四月以降の月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付等の額の計算に関する経過措置についての読替え等）

第四条（略）

2・3（略）

4 第一項に規定する年金たる保険給付について平成十六年改正法附則

たる給付、昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付、昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付、移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。以下同じ。）及び移行農林年金（同条第六項に規定する移行農林年金をいう。以下同じ。）について、次の各号に掲げる規定に規定する政令で定める率は、〇・九八五とする。

一（三）（略）

四 平成十六年改正法附則第二十八条第二項の規定により読み替えられた、平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第七十八条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十四条第一項第一号、昭和六十年改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号。以下「旧交渉法」という。）第二十五条の二及び改正前の法律第九十二号附則第三条第二項

五（七）（略）

（平成十八年四月以降の月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付等の額の計算に関する経過措置についての読替え等）

第四条（略）

2・3（略）

4 第一項に規定する年金たる保険給付について平成十六年改正法附則

第二十七条第一項の規定を適用する場合には、国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百九十七号。以下「平成十六年改正政令」という。）の規定による改正前の次の表の第一欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定（他の法令において引用する場合を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)			
国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十四年政令第二百四十六号。以下「平成十四年整備政令」という。）	附則第二条第一項第二号	一・〇三二を乗じて得た額	一・〇三一を乗じて得た額に〇・九八五を乗じて得た額

第五条 平成十八年四月以降の月分の昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付について平成十六年改正法附則第

第二十七条第一項の規定を適用する場合には、国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百九十七号。以下「平成十六年改正政令」という。）の規定による改正前の次の表の第一欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定（他の法令において引用する場合を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)			
国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十四年政令第二百四十六号。第三十条において「平成十四年整備政令」という。）	附則第二条第一項第二号	一・〇三二を乗じて得た額	一・〇三一を乗じて得た額に〇・九八五を乗じて得た額

第五条 平成十八年四月以降の月分の昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付について平成十六年改正法附則第

二十八条第一項の規定を適用する場合において、平成十四年一月以後の厚生年金保険の被保険者期間があるときは、同条第二項（同項の表昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十四条第一項第二号の項及び昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十四条第四項の項に限る。）の規定にかかわらず、平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第三十四条第一項第二号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額（平成十三年十二月以前の被保険者期間があるときにあつてはその額に〇・九八五を、平成十四年一月以後の被保険者期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成十五年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあつてはその額に〇・九九四を、平成十五年一月以後の被保険者期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成十五年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあつてはその額に〇・九九七を、それぞれ乗じて得た額）」と読み替えるものとする。

254 (略)

（平成十六年度から特定年度の前年度までの各年度における平成十六

二十八条第一項の規定を適用する場合において、平成十四年一月以後の厚生年金保険の被保険者期間があるときは、同条第二項（同項の表昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十四条第一項第二号の項及び昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十四条第四項の項に限る。）の規定にかかわらず、平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十四条第一項第二号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額（平成十三年十二月以前の被保険者期間があるときにあつてはその額に〇・九八五を、平成十四年一月以後の被保険者期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成十五年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあつてはその額に〇・九九四を、平成十五年一月以後の被保険者期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成十五年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあつてはその額に〇・九九七を、それぞれ乗じて得た額）」と読み替えるものとする。

254 (略)

（平成十六年度から特定年度の前年度までの各年度における平成十六

年改正法附則第五十六条の規定の適用)

第十九条 平成十六年度における平成十六年改正法附則第五十六条第一項の規定の適用については、同項の表平成十六年度の項中「附則第三十四条第二項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第一項」とあるのは、「附則第三十四条第二項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第一項並びに平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）第十四条第一項」とする。

2 平成十七年度における平成十六年改正法附則第五十六条第一項の規定の適用については、同項の表平成十七年度の項中「附則第三十四条第二項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第三項」とあるのは、「附則第三十四条第二項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第三項並びに平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）第十四条第一項」とする。

3 平成十八年度（平成十六年改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月の前月までの期間に限る。）における平成十六年改正法附則第五十六条第一項の規定の適用については、同項の表平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月の前月までの期間に限る。）の項中「附則第三十四条第二項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第五項」とあるのは、「附則第三十四条第二項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第五項並び

年改正法附則第五十六条の規定の適用)

第十九条 平成十六年度における平成十六年改正法附則第五十六条第一項の規定の適用については、同項の表平成十六年度の項中「附則第三十四条第二項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第一項」とあるのは、「附則第三十四条第二項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第一項並びに平成十六年度、平成十七年度及び平成十九年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）第十四条第一項」とする。

2 平成十七年度における平成十六年改正法附則第五十六条第一項の規定の適用については、同項の表平成十七年度の項中「附則第三十四条第二項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第三項」とあるのは、「附則第三十四条第二項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第三項並びに平成十六年度、平成十七年度及び平成十九年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）第十四条第一項」とする。

3 平成十八年度（平成十六年改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月の前月までの期間に限る。）における平成十六年改正法附則第五十六条第一項の規定の適用については、同項の表平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月の前月までの期間に限る。）の項中「附則第三十四条第二項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第五項」とあるのは、「附則第三十四条第二項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第五項並び

に平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）第十四条」とする。

4 平成十八年度（平成十六年改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月以後の期間に限る。）における平成十六年改正法附則第五十六条第一項の規定の適用については、同項の表平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月以後の期間に限る。）の項中「附則第三十四条第二項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第六項」とあるのは、「附則第三十四条第二項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第六項並びに平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）第十四条第二項」とする。

5 平成十九年度から特定年度の前年度までの各年度における平成十六年改正法附則第五十六条第二項の規定の適用については、同項の表第百十四条第一項第二号の項下欄中「において」とあるのは、「並びに平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）第十四条第二項において」とする。

（平成十六年改正法附則第四十八条に規定する政令で定める規定の適用に関する読替え）

第三十条 平成十六年改正法附則第四十八条に規定する政令で定める規

に平成十六年度、平成十七年度及び平成十九年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）第十四条」とする。

4 平成十八年度（平成十六年改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月以後の期間に限る。）における平成十六年改正法附則第五十六条第一項の規定の適用については、同項の表平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月以後の期間に限る。）の項中「附則第三十四条第二項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第六項」とあるのは、「附則第三十四条第二項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三条第六項並びに平成十六年度、平成十七年度及び平成十九年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）第十四条第二項」とする。

5 平成十九年度から特定年度の前年度までの各年度における平成十六年改正法附則第五十六条第二項の規定の適用については、同項の表第百十四条第一項第二号の項下欄中「において」とあるのは、「並びに平成十六年度、平成十七年度及び平成十九年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）第十四条第二項において」とする。

（平成十六年改正法附則第四十八条に規定する政令で定める規定の適用に関する読替え）

第三十条 平成十六年改正法附則第四十八条に規定する政令で定める規

定は、次の表の上欄に掲げる規定とし、これらの規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	<p>国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号）附則第九条第三項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）附則第十三条第三項及び平成十二年改正法附則第五条第三項</p>	<p>標準報酬月額が</p>	<p>標準報酬月額（厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により標準報酬月額の改定又は決定が行われた場合にあつては、同項の規定による改定前の標準報酬月額とし、同項の規定により決定された標準報酬月額を除く。以下この項において同じ。）が</p>
	<p>平成十四年経過措置政令第十六条の表第十九条第一項の項、第二十条第一項の表第十四</p>	<p>被保険者期間</p>	<p>被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者</p>

定は、次の表の上欄に掲げる規定とし、これらの規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	<p>国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号）附則第九条第三項、平成六年改正法附則第十三条第三項及び平成十二年改正法附則第五条第三項</p>	<p>標準報酬月額が</p>	<p>標準報酬月額（厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により標準報酬月額の改定又は決定が行われた場合にあつては、同項の規定による改定前の標準報酬月額とし、同項の規定により決定された標準報酬月額を除く。以下この項において同じ。）が</p>
	<p>平成十四年経過措置政令第十六条第一項の表第十九条第一項の項、第二十一条第一項の表</p>	<p>被保険者期間</p>	<p>被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者</p>

条第二項第一号の項、
第二十二條第一項の表
第六十二條第四項の項
及び第二十三條第一項
の表昭和六十年国民年
金等改正法附則第十四
條第一項第一号の項

期間を除く。)

(略)

第四章 平成二十年度の厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置

(旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の計算及び支給の停止に関する規定の読替え)

第三十五條 平成十六年改正法附則第五十條に規定する者について、昭和六十年改正法附則第七十八條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する場合には、昭和六十一年経過措置政令第九十三條第一項の規定によるほか、これらの規定のうち次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

旧厚生年金 保険法	第三十四條第一項 第一号	被保険者期間	被保険者期間(厚 生年金保険法第七
--------------	-----------------	--------	----------------------

第十條第二項第一号の
項、第二十二條第一項
の表第六十二條第四項
の項及び第二十三條第
一項の表昭和六十年国
民年金等改正法附則第
十四條第一項第一号の
項

期間を除く。)

(略)

		第三十四条第二項		
	「被保険者期間」の月数	前項	被保険者期間の月数が	
	「被保険者期間」(厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間(以下この条及び第四十三条第四項において「	前項第一号	被保険者期間(被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。)の月数が	十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間(以下この条及び第四十三条第四項において「被扶養配偶者みなし被保険者期間」という。)を除く。

<p>第四十三條第四項</p>		<p>第三十四條第三項</p>
<p>被保險者であつた期間</p>	<p>被保險者期間の月数が</p>	<p>被保險者期間の月数が</p>
<p>被保險者であつた期間（被扶養配偶者みなし被保險者</p>	<p>被保險者期間（被扶養配偶者みなし被保險者期間を除外。被保險者期間の月数が</p>	<p>被保險者期間（被扶養配偶者みなし被保險者期間を除外。被保險者期間の月数が</p>

旧交渉法	第十一条の二第一 項第二号	除外して	期間を含む。第五 項及び第六項にお いて同じ。）
		除外し、厚生年金 保険法第七十八条 の十五に規定する 被扶養配偶者みな し被保険者期間を 含めて	

第三十六条 平成十六年改正法附則第五十条に規定する者のうち、平成十五年四月一日以後の厚生年金保険の被保険者であった期間を有するものについて、昭和六十年改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する場合においては、昭和六十一年経過措置政令第九十三条第一項の規定（同項の表旧厚生年金保険法の項に係る部分のうち第三十四条第四項の部分（「一部が第三種被保険者」を読み替える部分及び「との合算額」を読み替える部分に限る。）を除く。）、昭和六十一年経過措置政令第九十三条の二第一項の規定（同項の表旧厚生年金保険法の項に係る部分のうち第三十四条第四項の部分（「一部が第三種被保険者」を読み替える部分及び「との合算額」を読み替える部分）を除く。）及び前条の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる旧厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十四条第四項

<p>被保険者であつた期間の一部が第三種被保険者</p>	<p>との合算額</p>
<p>被保険者であつた期間（厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間（以下この項において「被扶養配偶者みなし被保険者期間」という。）を含む。）の一部が平成三年四月一日前の第三種被保険者</p>	<p>並びに第三種被保険者以外の被保険者であつた期間（被扶養配偶者みなし被保険者期間を含み、同年四月一日以後の期間に限る。）及び同日以後の第三種被保険者であつた期間（以下この項において「平成十五年以後第一種被保険者であつ</p>

た期間」という。）
の平均標準報酬額（
国民年金法等の一部
を改正する法律（平
成十六年法律第百四
号）第七条の規定に
よる改正後の厚生年
金保険法第四十三条
第一項に規定する平
均標準報酬額をいう
。）の千分の七・三
〇八に相当する額に
平成十五年以後第
一種被保険者であつ
た期間に係る被保険
者期間の月数を乗じ
て得た額を合算した
額

（旧船員保険法による年金たる保険給付の支給要件に関する規定の読
替え）

第三十七条 平成十六年改正法附則第五十条に規定する者について、昭
和六十年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有
するものとされた規定を適用する場合には、昭和六十一年経過
措置政令第百十三条第一項の規定（同項の表旧交渉法の項に係る部分

のうち第三条第二項の部分を読み替える部分を除く。)によるほか、旧交渉法第三条第二項中「被保険者期間」とあるのは、「被保険者期間(船員たる厚生年金保険の被保険者としての被保険者期間及び厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。)」と読み替えるものとする。

(旧船員保険法による年金たる保険給付の額の計算及び支給の停止に関する規定の読替え)

第三十八条 平成十六年改正法附則第五十条に規定する者について、昭和六十年改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する場合には、昭和六十一年経過措置政令第百十六条第一項の規定によるほか、旧交渉法第十二条第一項第三号中「被保険者であった期間」とあるのは、「被保険者であった期間(厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を含む。)」と読み替えるものとする。

(平成十六年改正法附則第五十条に規定する政令で定める規定の適用に関する読替え)

第三十九条 平成十六年改正法附則第五十条に規定する政令で定める規定は、次の表の上欄に掲げる規定とし、これらの規定を適用する場合には、同欄に掲げる規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和六十年改正法附則第十二条第一項第一号	含む。	含み、厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者み
----------------------	-----	--------------------------------

	昭 和 六 十 年 改 正 法 附 則 第 十 二 条 第 一 項 第 四 号	昭 和 六 十 年 改 正 法 附 則 第 四 十 三 条 第 二 項 、 第 五 十 七 条 及 び 第 五 十 九 条 第 二 項 第 一 号	昭 和 六 十 年 改 正 法 附 則 第 五 十 九 条 第 二 項 第 二 号 イ	昭 和 六 十 年 改 正 法 附 則 第 七 十 八 条 の 二
	含 む。	係 る も の を 含 む	被 保 険 者 期 間 の う ち	被 保 険 者 で あ つ た 期 間 を
な し 被 保 険 者 期 間 （ 以 下 「 被 扶 養 配 偶 者 み な し 被 保 険 者 期 間 」 と い う 。） を 除 く。	含 み、 被 扶 養 配 偶 者 み な し 被 保 険 者 期 間 を 除 く。	係 る も の を 含 み、 被 扶 養 配 偶 者 み な し 被 保 険 者 期 間 を 除 く	被 保 険 者 期 間 （ 被 扶 養 配 偶 者 み な し 被 保 険 者 期 間 を 除 く。 附 則 第 六 十 一 条 及 び 第 六 十 二 条 第 二 項 に お い て 同 じ。 ） の う ち	被 保 険 者 で あ つ た 期 間 （ 被 扶 養 配 偶 者 み な し

<p>平成六年改正法附則 第三十條第二項及び 第三項</p>	<p>平成六年改正法附則 第二十七條第六項</p>	<p>昭和六十年改正法附 則第八十七條の二</p>	
<p>年金額の計算の基礎と なる被保険者期間</p>	<p>被保険者期間</p>	<p>の厚生年金保険の被保 険者であつた期間</p>	
<p>年金額の計算の基礎と なる被保険者期間（被 扶養配偶者みなし被保 険者期間を除く。）</p>	<p>被保険者期間（厚生年 金保険法第七十八條の 十五に規定する被扶養 配偶者みなし被保険者 期間（附則第三十條第 二項及び第三項におい て「被扶養配偶者みな し被保険者期間」とい う。）を除く。以下こ の条において同じ。）</p>	<p>の厚生年金保険の被保 険者であつた期間（被 扶養配偶者みなし被保 険者期間を含む。第二 号において同じ。）</p>	<p>被保険者期間を含む。 第二号において同じ。 ）を</p>

<p>平成八年改正法附則 第八条第一項</p>	<p>被保険者期間</p>	<p>被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。）</p>
<p>平成十二年改正法附則第二十条第一項</p>	<p>厚生年金保険の被保険者であつた期間</p>	<p>厚生年金保険の被保険者であつた期間（厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間（附則第二十二條第一項において「被扶養配偶者みなし被保険者期間」という。）を含む。第二号及び第三項並びに次条第一項第二号、第二項及び第五項において同じ。）</p>
<p>平成十二年改正法附則第二十二條第一項</p>	<p>以後の被保険者期間 （ 厚生年金保険法第四十三條第一項 三條第一項）</p>	<p>以後の被保険者期間（被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。以</p>

	平成十三年統合法附則第十條第一項		平成六年経過措置政令第十九條の二第一項第二号	平成六年経過措置政令第二十三條及び第二十四條
	被保險者期間	被保險者期間	被保險者であつた期間	額とする
下この項において同じ。）	被保險者期間（厚生年金保險法第七十八條の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保險者期間を除く。）	被保險者期間（厚生年金保險法第七十八條の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保險者期間を除く。）	被保險者であつた期間（厚生年金保險法第七十八條の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保險者期間を含む。）	額とする。ただし、厚生年金保險法第七十八條の十四第二項及び第三項の規定により標準

	<p>平成十二年経過措置 政令第十七条</p>	<p>平成十二年経過措置 政令第十八条第一項</p>
	<p>被保険者であった期間</p>	<p>千分の五・七六九</p>
<p>報酬の改定又は決定が行われた場合における平成六年改正法による改正後の年金たる保険給付については、この限りでない</p>	<p>被保険者であった期間 (厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を含む。)</p>	<p>の平均標準報酬額の千分の五・七六九 (厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし)</p>
<p>千分の七・六九二</p>		

<p>平成十四年経過措置 政令第十四条の四第 一項</p>	<p>平成十四年経過措置 政令第二条第一項</p>	<p>平成十二年経過措置 政令第十八条第二項 の表平成十二年改正 法附則第二十一条第 一項第二号の項</p>	
<p>の被保険者期間</p>	<p>被保険者期間</p>	<p>船員たる厚生年金保険 の被保険者であった期 間</p>	
<p>の被保険者期間（第七 十八条の十五に規定す る被扶養配偶者みなし</p>	<p>被保険者期間（厚生年 金保険法第七十八条の 十五に規定する被扶養 配偶者みなし被保険者 期間（第十九条第一項 及び第二十条第一項第 一号において「被扶養 配偶者みなし被保険者 期間」という。）を除 く。）</p>	<p>船員たる厚生年金保険 の被保険者であった期 間（厚生年金保険法第 七十八条の十五に規定 する被扶養配偶者みな し被保険者期間を含む 。）</p>	<p>被保険者期間を含む。 ）の平均標準報酬額の 千分の七・六九二</p>

<p>平成十四年経過措置 政令第十六条の表第 十九条第一項の項、 第二十一条第一項の 表第十四条第二項第 一号の項、第二十二 条第一項の表第六十 二条第四項の項及び 第二十三条第一項の 表昭和六十年国民年 金等改正法附則第十 四条第一項第一号の 項</p>	<p>被保険者期間</p>	<p>被保険者期間（厚生年 金保険法第七十八条の 十五に規定する被扶養 配偶者みなし被保険者 期間を除く。）</p>
<p>平成十四年経過措置 政令第十九条第一項</p>	<p>被保険者期間（</p>	<p>被保険者期間（被扶養 配偶者みなし被保険者 期間を除き、</p>
<p>平成十四年経過措置 政令第二十条第一項 第一号</p>	<p>被保険者期間</p>	<p>被保険者期間（被扶養 配偶者みなし被保険者 期間を除く。）</p>
<p>平成十四年整備政令</p>	<p>被保険者であった期間</p>	<p>被保険者であった期間</p>

附則第一条第一項第
二号ロ

		<p>(厚生年金保険法第七十八條の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を含む。)</p>
第三十四條第二項	被保険者であった期間	被保険者であった期間 (厚生年金保険法第七十八條の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間を含む。)

2 | 厚生年金保険法第七十八條の十四第二項及び第三項の規定による改

定及び決定後の標準報酬について、同法第七十八條の六第一項及び第二項の規定による改定が行われた場合においては、平成十六年改正法附則第四十八條(同條の表国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十五号)附則第二十一條第一項の項に係る部分に限る。)

(及び平成十六年改正法附則第五十條(同條の表国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十五号)附則第二十一條第一項の項に係る部分に限る。))にかかわらず、平成十六年改正法附則第二十一條第一項の規定の適用については、同項の規定中「標準賞与額」とあるのは、「標準賞与額(厚生年金保険法第七十八條の十四第三項の規定による改定又は決定後の標準賞与額について、同法第七十八條の六第二項の規定により改定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準賞与額とし、これらの規定により改定又は決定され

た標準賞与額を除く。」と読み替えるものとする。

(旧厚生年金保険法又は旧船員保険法による老齢年金等の額の改定の特例に関する経過措置)

第四十条 厚生年金保険法第七十八条の十八第一項の規定は、当分の間、旧厚生年金保険法又は旧船員保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の受給権者について準用する。

2 次の表の上欄に掲げる年金たる保険給付の受給権者について前項の規定により厚生年金保険法第七十八条の十八第一項の規定を準用する場合においては、同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の受給権者	老齢厚生年金の受給権者	第七十八条の十四第一項の規定による標準報酬の改定及び決定の請求(以下「三号分割標準報酬改定請求」という。)があつた日における国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下「旧厚生年金保険
-------------------------------------	-------------	--

<p>第七十八條の十四第一 項の請求</p>	<p>老齡厚生年金の額</p>	<p>、 改定</p>	<p>第四十三條第一項</p>	
<p>改定請求</p>	<p>本年金額 旧厚生年金保険法によ る老齡年金等に係る基 本金額</p>	<p>、 改定 次の各号に掲げる場 合の区分に応じ、当該 各号に定める期間及び 改定</p>	<p>昭 和 六 十 年 改 正 法 附 則 第 七 十 八 條 第 二 項 の 規 定 に よ り な お そ の 効 力 を 有 す る も の と さ れ た 旧 厚 生 年 金 保 險 法 第 三 十 四 條 第 一 項 第 二 号 及 び 第 四 十 三 條 第 三 項</p>	<p>法」という。)による 老齡年金、通算老齡年 金又は特例老齡年金(以 下「旧厚生年金保険 法による老齡年金等」 という。)の受給権者</p>

改定する。

改定する。

- 一 旧厚生年金保険法による老齢年金等の受給権者（被保険者である受給権者を除く。）について、第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬の改定又は決定（以下この項において「三号分割時の標準報酬の改定等」という。）が行われた場合 三号分割標準報酬改定請求があつた日の属する月前における被保険者期間
- 二 六十五歳未満の被保険者である旧厚生年金保険法による老齢年金等の受給権者について、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合（

次号に掲げる場合を除く。）当該受給権者がその権利を取得した月前における被保険者期間及び当該権利を取得した月以後における被扶養配偶者みなし被保険者期間

三 六十五歳未満の被保険者である旧厚生年金保険法による老齢年金等の受給権者について、旧厚生年金保険法第四十三条第四項の規定による改定が行われた後、更に被保険者の資格を取得し、かつ、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合 同項の規定による改定に係る被保険者の資格を最後に喪失した月前における被保険者期間及び

当該被保険者の資格を最後に喪失した月以後における被扶養配偶者みなし被保険者期間

四 六十五歳以上の被保険者である旧厚生年金保険法による老齢年金等の受給権者について、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。）六十五歳に達した日の属する月前における被保険者期間

五 六十五歳以上の被保険者である旧厚生年金保険法による老齢年金等の受給権者について、旧厚生年金保険法第四十三条第四項の規定による改定が行われた後、更に被保険者の資格

	<p>旧船員保険法による 老齡年金、通算老齡 年金又は特例老齡年 金の受給権者</p>
	<p>老齡厚生年金の受給権 者</p>
<p>を取得し、かつ、三 号分割時の標準報酬 の改定等が行われた 場合 同項の規定に よる改定に係る被保 険者の資格を最後に 喪失した月前におけ る被保険者期間</p>	<p>第七十八条の十四第一 項の規定による標準報 酬の改定及び決定の請 求（以下「三号分割標 準報酬改定請求」とい う。）があつた日にお ける国民年金法等の一 部を改正する法律（昭 和六十年法律第三十四 号。以下「昭和六十年 改正法」という。）第 五条の規定による改正 前の船員保険法（以下 「旧船員保険法」とい う。）による老齡年金 、通算老齡年金又は特 例老齡年金（以下「旧</p>

	<p>船員保険法による老齢年金等」という。)の受給権者</p>	<p>第四十三条第一項</p>	<p>昭和六十年改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十五条第二号</p>	<p>、改定</p>	<p>、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間及び改定</p>	<p>老齢厚生年金の額</p>	<p>旧船員保険法による老齢年金等の額</p>	<p>第七十八条の十四第一項の請求</p>	<p>当該三号分割標準報酬改定請求</p>	<p>改定する。</p>	<p>改定する。 一 旧船員保険法による老齢年金等の受給権者(被保険者であ</p>
--	---------------------------------	-----------------	---	------------	---	-----------------	-------------------------	-----------------------	-----------------------	--------------	---

る受給権者を除く。

）について、第七十八條の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬の改定又は決定（以下この項において「三号分割時の標準報酬の改定等」という。）が行われた場合、三号分割標準報酬改定請求があつた日の属する月前における被保険者期間

二 六十五歳未満の被保険者である旧船員保険法による老齡年金等の受給権者について、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。）当該受給権者がその権利を取得した月前における被保険者期間及び当該権

利を取得した月以後
における被扶養配偶
者みなし被保険者期
間

三 六十五歳未満の被
保険者である旧船員
保険法による老齡年
金等の受給権者につ
いて、旧船員保険法
第三十八条ノ二第一
項の規定による改定
が行われた後、更に
被保険者の資格を取
得し、かつ、三号分
割時の標準報酬の改
定等が行われた場合
同項の規定による
改定に係る被保険者
の資格を最後に喪失
した月前における被
保険者期間及び当該
被保険者の資格を最
後に喪失した月以後
における被扶養配偶
者みなし被保険者期
間

四 六十五歳以上の被
保険者である旧船員
保険法による老齡年
金等の受給権者につ
いて、三号分割時の
標準報酬の改定等が
行われた場合（次号
に掲げる場合を除く
。） 六十五歳に達
した日の属する月前
における被保険者期
間

五 六十五歳以上の被
保険者である旧船員
保険法による老齡年
金等の受給権者につ
いて、旧船員保険法
第三十八条ノ二第一
項の規定による改定
が行われた後、更に
被保険者の資格を取
得し、かつ、三号分
割時の標準報酬の改
定等が行われた場合
同項の規定による
改定に係る被保険者

の資格を最後に喪失 した月前における被 保険者期間